

# 官報

號外 昭和二十二年三月十二日

## ○第九十二回 帝國議會 貴族院 議事速記 録第十四號

昭和二十二年三月十一日(火曜日)午前  
十時十分開議

議事日程 第十四號

昭和二十二年三月十一日

午前十時開議

第一 參議院議員選舉法の一部を  
改正する法律案(政府提出、衆  
議院送付) 第一讀會

第二 都道府縣及び市区町村の議  
會の議員及び長の選舉の期日等  
に關する法律案(政府提出、衆  
議院送付) 第一讀會

○議長(公爵徳川家正君) 諸般の報告  
は御異議がなければ朗讀を省略致しま  
す

【參照】

去ル七日本院ニ於テ可決シタル左ノ政  
府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ  
旨ヲ衆議院ニ通知セリ

所得税法の一部を改正する法律案  
同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提  
出案ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

恩赦法案

去ル八日內閣總理大臣ヨリ左ノ通第九  
十二回帝國議會政府委員仰付ケラレタ  
ル旨ノ通牒ヲ受領セリ

政府委員

內閣事務官 師岡健四郎君

內務省所管事務政府委員

內務次官 齋藤 昇君

同日政府ヨリ左ノ決算及同決算報告ヲ  
提出セリ

昭和十九年度歳入歳出總決算

昭和十九年度特別會計歳入歳出決算

昭和十九年度歳入歳出決算検査報告

昨日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受  
領セリ

參議院議員選舉法の一部を改正する  
法律案

都道府縣及び市区町村の議會の議員  
及び長の選舉の期日等に關する法律  
案

同日內閣總理大臣ヨリ左ノ通第九十二  
回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨  
ノ通牒ヲ受領セリ

內務省所管事務政府委員

內務事務官 小林與三次君

○議長(公爵徳川家正君) 是より本日  
の會議を開きます、請暇の件及び決算  
委員辭任の件に付御諮りを致します、

男爵多久龍三郎君、病氣に付會期中請  
暇の申出がございました、許可を致し  
て御異議ございませんか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない  
と認めます、昨日決算委員、男爵飯  
田精太郎君より、病氣に付委員辭任の  
申出がございました、許可を致して御  
異議ございませんか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない  
と認めます、就きましては第一部に於  
て其の補關選舉を行はれむことを望み  
ます

○子爵大河内輝耕君 私は此の際遞信  
省の綱紀問題に付きまして緊急質問の  
動議を提出致します

○子爵西大路吉光君 賛成

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 大河内子爵  
の緊急質問の動議に御異議ございませ  
ぬか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない  
と認めます、大河内子爵

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない  
と認めます、大河内子爵

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない  
と認めます、大河内子爵

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ない  
と認めます、大河内子爵

【子爵大河内輝耕君登壇】

○子爵大河内輝耕君 此の度發生致し  
ました遞信省の綱紀問題に付きまして  
は、新聞紙上にも色々傳へられて居りま  
す、併し必ずしも其の新聞紙上に傳へ  
られる所、悉く正鵠を得て居ると云ふ  
ことも申上げられずまい、どうか其  
の顛末を詳細に、具體的に御述を願ひ  
たい、又それに對しまして政府の御見  
解はどうであるか、是も併せて伺ひた  
い、尙將來之に對する善後策もござい  
ませう、それ等に付きまして政府の御  
考もございませうれば伺ひたいと存じま  
す(拍手起る)

○議長(公爵徳川家正君) 一松遞信大  
臣

【國務大臣一松定吉君登壇】

○國務大臣(一松定吉君) 只今大河内  
子爵より、遞信省内に只今起つて居り  
ます綱紀肅正問題に關して御質問が  
ありましたので、御質問の趣旨に従ひ  
まして、事實の内容を明かにし、政府  
の之に對します所信を申上げ、最後  
に如何なる善後處置を執る積りである  
かと云ふことに付て詳細に御報告を致  
したいのでございます、遞信從業員  
が一昨年八月十五日の前後に於ける  
郵便の配達等に關しまして、或は封筒  
内の書留を抜き取り、小包の中にある  
する品物を窃取し、若しくは電話工事  
に牽連して不正に金錢の要求をし、若  
しくは貯金事務に従事致して居ります  
者が不當に官金を横領費消し、窓口  
に居る者が不親切な態度を執ると云ふ

やうな如きことに關しましては、貴衆  
兩院の本會議若しくは特別委員會に於  
て非常に御叱りを受けましたことは、  
遞信大臣に就任致しました當時の私と  
致しましては誠に遺憾に考へまして、  
何とかして是等の事實を絶滅し、一方  
には遞信從業員の諸君が、以前國民の  
尊敬と信用を博して居つた當時のこと  
に之を回復して國民の期待に副ひたい  
と云ふことが私が念願と致す所であり  
ました爲に、それ等の點に關しまして  
は、就任後着々之を是正すべく努力致  
しました、それが爲に從業員諸君も非  
常に自肅自戒致しまして、御互ひ同志  
で斯くの如きことのないやうにと云ふ  
ことに注意せられて居つたことは私は  
非常に喜んで居つたのであります、  
が、併しながら一部の者の不正行爲に  
依りまして、他の多くの善良なる從業  
員の名譽を毀損したと云ふことに關し  
て、從業員諸君もそれ等の不正の者に  
對しましては自分から進んで之を肅正  
すべく努めて居りました結果、段々に  
斯くの如き不正行爲がなくなりまし  
て、國民の信用を回復しつゝありまし  
た時に、只今新聞に謳はれて居ります  
彼の三福問題事件が起つたのであり  
ます、三福問題と申しますのは、新  
宿の伊勢丹の道路を距てた向ふにあり  
ます元三福と云ふ料理屋でありまし  
て、五階建の鐵筋コンクリートの宏壯  
な家屋であるのでございます、  
それが此の戰爭中に其の賑を逃れる  
と云ふやうな意味でありましたか、

遞信省の方で之を買つて呉れないかと云ふことで買受けた建物であります、それが戦災に罹りまして屋内が大分焼けて居つたので、其の儘に遞信省の仕事もすることなく放置して居りました時に、大屋何某と云ふ員今ダンスホールを經營して居ります人から、あれを是非一つダンスホールに貸して呉れまいかと云ふ申出があつたさうであります、是が色々な關係者の方面に探上げられて、貸すが宜しい、貸してはいけなないと云ふ議論があつたさうであります、所管致して居ります遞信本省の營業部では、苟も公の建物をダンスホールに使用せしむるが如きと云ふことは不都合であるから貸すことは出来ないと云うて一旦之を拒絶したと云ふことであります、處が、大屋氏は色々手を變へ品を變へまして策動致しました結果、工務局の或係員の者が酒食の饗應等を受けまして、そこで之に對して立入を許すと云ふやうな許可を與へたさうであります、但し是は工務局長が知らない間に工務局長の名前を使ひ、判を使つて立入を許可すると云ふことを許したと云ふことになつて居ります、それが爲に、大屋氏は其の三福ビル内の四階にダンスホールを開設すべく色々な施設を致して居ります時に、遞信省の營業部の者がそこを通り掛かつて、是は貸したのでないのに、斯う云ふことをするのはどう云ふと云ふことを推問致しました結果、いや、是は借りて居るのだ、貸したことは

はないと云ふことが争になりまして、結局此の三福を所管致して居りますものは遞信本省ではなくて東京遞信局であります、そこで遞信局に至つて之が使用の許可を頼んだのであります、當時遞信局の方では同じく之を貸す貸さぬと云ふ議論があつたさうであります、遞信局長が本省の總務局長に榮轉をし、其の後に名古屋の遞信局長が轉任して參つてまだ事務の引継ぎをしてない時に、其の新遞信局長の名前を使ひ、判を使つて此の使用の許可を許したと云ふことであります、それが爲に大屋氏は其の工事を進めまして、進める前に先づ只今のやうな書類を警視廳に提出し、四谷警察署に提出して、さうして警視廳では是だけのものが本省で許し、遞信省が許した以上は、ダンスホールを許可しないと云ふ筈はないと云ふ意味に於て許可したと云ふことを私は實は聞いたので、非常に私は驚きまして取調を致しました處に私は驚きまして取調を致しました處が、それ等の事實が大體判明を致しました、そこでダンスホールの經營者の大屋氏を呼びまして、あれは正當にあるあなたの方に貸したことになるから、一つ是は明け渡して貰ひたいと云ふことを話しました處が、大屋氏は、若し遞信大臣が之を明け渡せと云ふことを要求致しますならば、私は二百数十萬圓の費用を使つて施設をして居るのであるからして、之を國庫から支辨して貰ふことは勿論、遞信省及び遞信局及び警視廳及び四谷警察署か

らも繩附を出しますが宜しうございませぬ、私は繩附とはどう云ふことか、いや、それは深く説明は致しませぬ、説明する所に行けば説明致しますが、さう云ふことをしますと繩附を出しますからそれを覺悟の上で明け渡すなら明け渡しの要求をしたら宜い、或は國庫に對して私はそれだけの支出した所の損害の賠償を請求致しますと云ふことであつたのであります、驚きまして、それは大變だ、さう云ふことであり、さりとて自分の部下から繩附を出したと云ふことはどうも面白くないから、さうかと云つて此の事實の真相が明かにならなければ、此の家屋の明け渡し問題に付ても適當な處置が取れないと云ふことで、大村内務大臣に話を致しまして、警視廳で秘密裡に之を取調べて貰ひたいと云ふことを私が頼みました、それが爲に警視廳は極秘密裡にそれを取調べて居つたのであります、其の取調べの結果に依りますと、それ等の遞信省就職中の官吏の數人の者が、數回殆ど十回に近く、或は一人、或は二人、或は五人と云ふ者が、百圓若しくは百五十圓位の饗應を十數回受け、若しくは五六回受け、若しくは一二回受けたと云ふ者が出て參りました、そればかりではありませぬ、其の中の一人は價格八百圓位の腕時計を一個貰つて居ります、今一

人の者は千圓と千圓、合計二千圓の金を其の大屋氏から貰つて居る事實があります、斯う云ふやうなことを明かにせられましたけれども、私は之を職務外の行爲であるとするならば、所謂權限外の行爲であるが故に、瀆職罪は成立しないと思ふ、併しながら官吏が苟くも其の自己の奉職して居る官廳内に於ける公の建物を左様な不正なことに依つて之を貸與して饗應を受け、若しくは金品を受けるが如きことは甚だ面白くないことであると考へました、何とか是は穩かに一つ處分して見たいものであると考へて居りました、御承知の如く、警視廳の調べたけではまだ直ちに其の調べた事實を捉まへて是ありと斷することは早計なりと考へました結果、之が書類が檢事局に送られて檢事の調べを受けた結果を待たうと云ふことになつて暫く私は其の儘にして置いたのであります、さうして居ります中に今年の二月十一日に復本法、復興本法、法とは法律の法であります、是はどう云ふ意味でございませぬが、遞信省の一機關復本法と云ふ名前を以ちまして私に親任状が參りました、明けて見ました處が、其の中に書いてあります、其の事件の内容はどうかと云ふことであるかと云ふと、昨年十月二月に遞信省本部の工務局内に拵へた回線統制本部の豫算、是は二千二百萬圓あります、其の豫算の中に百數十

萬圓の金が不正に使用されて居る、どう云ふことに使用されたかと云ふと、それ等の金を以て係員が築地方面に頻りに出入をして豪遊を試みて居る、それ等の人は是々である、料亭の名前は是々である、又それ等の金を以てそれ等の工事に從事して居る者に對して百圓、百五十圓、二百圓、或は多い者は四百圓を受けてやつて居る事實がある、それは是々である、又それだけの金を以てさうして遞信省の厚生課から品物を買受けて、其の買受けた品物を従業員に只でやらなければならぬのに、従業員から金を取つて居る事實もある、甚だしいことは僅か三萬圓位する其の工事に必要な機械を買入れるに、元遞信省に就職した何と云ふ人間に其の品物を納付せしめて、六萬圓の金を支拂つて六八四十八萬圓、其の内二十四萬圓は實費で、後の二十四萬圓の金はどうなつたか分らない、實に不都合千萬である、やつた者もあれば、やらぬ者もあるのだと云ふやうなことを書いてあるのを見て私はびつくり致しました、是は大變なことだ、併しながら遞信省内部に起りました事柄であるし、而も此の重要な任務に從事して居ります人々が今日物價高の當時、生活に困つて居る時、待遇の悪い時に、自分等の生活を補助して貰ふ意味に於て、夜遅く迄朝早くから晝夜兼行で仕事をして居る者に對して、係員の者が斯う云ふことをしたと云ふことは犯罪であらうし、不都合ではあらうけれ

ども、大いに怒すべきことがある、誠に氣の毒だ、成るだけ之を一つ公にしないやうにしようと思ひまして、當り前だと警視廳に御願ひし、若しくは検事局に御願ひして調べれば宜しいのでありませうけれども、成るだけ問題を小さくする意味に於きまして逓信大臣の官房の中に監察課と云ふものがございます、それがさう云ふ不正、不當を取調べて私に報告する任務に従事して居るものでありますから、監察課長を呼びまして、其の今の投書を渡して、旨を含めて成るだけ懇密に調べて、成るだけ人の名譽を毀損しないやうな方法にして此の事實の真相を出来るだけ捉へて見よ、斯様なことを命じて居りました、それが最近さう云ふことの調が始つて居る時であります、處が丁度一方警視廳から検事局に送りました書類に依つて検事局が最近其の警視廳の調の裏打をする意味に於て調を始めたのであります、其の二つのが丁度ぶつつかつたのが最近である、今一つ是も今から一箇月程前のものであります、海軍省の方が終戦直後に電信、電話、ラヂオに關しまする物資を殆ど數億圓に近いものを逓信省に之を拂下げることになつたのであります、但し是は聯合軍の方から拂下を受けたのであります、それが全國の逓信省の倉庫、若しくは内務省等から借受けました倉庫の中に非常に澤山物が確保せられて居るのであります、其の品物が帳簿が整備して居ないで其の儘になつて居

る、價格も決つて居らぬ、此の箱の中には何が入つて居るかも分らないと云ふやうな所に、それ等の係員の所に民間方面から出掛けて行つて、あれを見せ、之を見せいと云つて見せて貰ふ、自分の好きな品物だけを持ち去る、但し値段を決めない、値段は後から決めると云ふやうなことで持ち去つて、さうしてどうも不都合なことがあるやうだ、是は何とか早く一つ處理しなければ大變な問題が起るからと云ふことで、或私の親しい、而も貴族院議員の一人の方が私にそれを話して戴きました、私はびつくりしました、逓信次官を呼んで、さう云ふ物があるかと云へば、あります、資材局長を呼んで、さう云ふ物があるかと言へば、あります、帳面に付て居ない品物が澤山あるさうだが、あるか、あります、何故付けないのか、餘りに品物が多く、餘りに咄嗟でありました爲に、人手が少いが故に之の整理が出来ぬで困つて居るのであります、品物を人に渡して置きながら、其の値段を決めず、幾らであるかと云ふことも決まなくて渡して置いて、後で計算をして受取つたと云ふやうな事實ありや、さう云ふこともございませぬ、品物を渡して置きながら、既に六箇月以上にもなつても、まだ代金も入手しないと云ふことを聞いて居るが、あるか、さう云ふこともございませぬ、いや、それは大變だ、又民間の人に品物を見せる時に、其の民間の人に自己の欲する品物を取出す爲に、貴重な品物

をあつちから掘り出したたり、こつちから掘り出したたりして、さうしてそれを中から選擇をして、自分の思ふ儘に持去ると云ふやうなことがあるか、それもどうもあるかも知りませぬ、いや、それは飛んでもない話だ、それは一應一つ見に行かうと言つて、私は先月でありましたか、浦賀の方にそれを見に参りました、見に参りました處が、或一つの倉庫は秩序整然とありましたが、他の數箇の倉庫は實に亂雑極まる、甚だししい所は、私が其の倉庫を見に行くと云ふことになりました處が、あそこは立入禁止の場所であるから、逓信大臣が行つたつて中に入ることは出来ませぬと云ふ話であります、どう云ふ譯で逓信省の所管の倉庫に逓信大臣が行くのが立入禁止か、それは進駐軍の方で何か必要があつて立入禁止をして居るのであります、それはさう云ふこともあらうが、逓信大臣が自己の職權の行使の爲に、其の現場を見ると云ふことに付ては、假に立入禁止であつても、其の方面の了解を得れば見ることが出来るやうぢやないか、私は必ず行程を變へずに行つて見たい、行つて見ても、到底それは中に入れられませぬ、入れられるか、入れられぬかは行つて見た上しようと思つて、丁度其處に参りました時に、大きいトラック二臺で倉庫から品物を積んで丁度出る所に出遭ひました、是は實に不思議なことがある、何事だ、段々聞いて見ました處が、あれは進駐軍の方へ逓信省から引渡す

品物があるさうです、大藏省から取りに来たからそれを今日渡してやるのであります、それは正式に書面でも来たか、正式には書面は参りませぬ、進駐軍の引渡さない品物が、引渡を受けた逓信省の倉庫の中にあるのはをかしなことだ、それはどう云ふ譯だ、私の方は引渡を受けたと思ひますが、進駐軍の方では引渡したのではないさうであります、誰が言ふか、何の何某が言ひます、書面が来たのか、口頭であります、確めたのか、其の人はさう云ふのであります、上の方は分りませぬ、逓信省へ引渡した人はアメリカへ歸つて居るから分りませぬ、飛んでもないことだ、併しさういふことならば調べれば宜からうから、今日は行つて見ようと思つて其の倉庫を見ました處が、實に亂雑極まりない、是は大變なことだと思ひました、そこで私は直ちに全國の是等の關係の部長を東京に招集致しまして、さう云ふやうなことで世人の疑惑を招くと云ふことは甚だ悲しむべきことである、殊に綱紀肅正のやかましい時に、帳面に付て居る品物があつて見たり、帳面に付て居るけれども、品物がなかつて見たり、或は値段も決まらずして引渡して見たり、或は引渡した品物が最近數箇月も金が入らないと云ふやうなことがあつたりしては、それは飛んでもないことだからして、さう云ふことのないやうに、早く一つ人手を集めて是等の整理をして、疑を解くやうにしなければいけませんからと

云ふことの注意を與へました、係官は承知致しましたと言つて歸つたのであります、斯う云ふやうなことを、今一つ以前に廻りますが、貴族院に於て、電話工事に付て、金を貰はなければ電話を引かないと云ふことがやかましいぢやないかと云ふ御叱りを受けましたので、何とかして之を一つ阻止致したいと考へた結果、一策を案じまして、それ等の工事をした人の、澤山でもなかつたやうであります、數百人の人に對して、逓信局の方から御尋の文書を出しました、御承知の如く、手紙が何時着きましたかと云ふことを御尋するあれと同じ形に於て、電話を架けて戴いたさうであります、何か工夫が要求致しましたか、金を差上げましたかと云ふことの御尋の文書を出しました、それが其の工事に従事して居る人に對して非常に刺戟致しまして、是は逓信大臣は大變なことをやる、是では我々はもう民間の人の電話を引受けるに付ても、成るだけ金とか云ふやうなことは言はないやうに、上司の命令でなければやらないやうにしようと思ふやうな態度になつたやうであります、爾來それが効果を發揮致しまして、金を要求すると云ふ者はなくなつたと云ふことを聞いて、私は非常に喜んで居つたのであります、皆様、斯う云ふやうな色々な事情が逓信省の内部にあるのでございませぬ、それが、丁度先刻申しました統制回線本部の金を分けたとか、物資をどうしたとか、

料理屋へ行つて飲食したとか云ふことと、三福問題に關して檢事の調が始つたと云ふ、丁度時が本月初めであり、私は何も知りませぬでしたが、本月の五日、午後の五時頃に私に會ひたいと云つて、工務局の連中が五十名ばかり大臣室に來ましたから會ひました處が、曰く、我々は今日迄逓信大臣を信頼して居つたのであるが、今日只今に於て逓信大臣に對する信任感を失つた、故に今後はあなたの下では仕事を致しませぬ、善處しなさい、之を聲明しますと云つて私の部屋を出る、それは君、何のことかさつぱり分らないが、一つ話さうぢやないか、話せば分るから、あなたの胸に手を當てて御覽なさい、分りませう、それでは君、分らぬから、一遍話して見ようぢやないか、君等は誤解して居るのだらう、いや、誤解も何もない、そんなことは分つて居ると云つて、席を蹴つて出たのであります、私は非常に驚きまして、是はどう云ふことであらうかと思つたけれども、今申上げたやうなことで、多分是等の關係者の感情を刺戟したのであらう、是はどうも自分は極く秘密裡に、成るだけ問題を大きくしないやうに、さうして一面には官紀綱紀の振肅の實を擧げ、一面には官吏の信用を高めて、さうしてこの日本の再興に寄與しようと思つたことが、一々それ等のことを關係者に打明けて言はなかつた爲に之を誤解して斯う云ふことになつたのであらう

と、非常に實は私自身で實に悲しんで居るのでございます、斯う云ふやうなことが、是等の諸君が餘り騒いだ爲に、今申上げたやうな投書は、逓信省内の郵便記者團に宛てて、私に來た投書と同じものが行つて居るさうであります、それを成るだけ抑へて、書かないやうにして居つたのが、其の間の爆發と共に新聞記者諸君も之を書いたと云ふことが、最近の新聞に現はれて居るのであらうと私は思ひます、斯う云ふやうなことでございまして、實は私が甚だ迷惑をして居る、日本の有りふれた言葉で言ひますれば、親の心子知らずと言ひませうか、成るだけ是等の諸君の名譽を傷付けないやうにし、成るだけ圓滿に解決して、さうして一面には官紀綱紀の振肅が出來、一面には仕事を一生懸命やつて貰はうと思つてしようとした事が、彼等が騒いだが爲に問題を大きくして、遂に今日に至つたのである、甚だ遺憾に思つて居りますが、此の事も御質問がなければ勿論秘密にして置きませうと思つて居つたのです、先日も是等の關係者の諸君が、あなたの言ふことと、是等の課長連の言ふことと違ふ、だからして課長連とあなたと我々と三者が立會つて、どちらが本當か黑白を明かにしようぢやないか、事實を明かにしようぢやないか、それがなければあなたに對する信用と云ふものは致しませぬと云ふことであつた、私はそれはしても宜しいけれども、さう云ふことをすると

それ等の人々の名譽を毀損しなければならぬ、名譽を毀損して迄、此の事實を明かにすると云ふことは、私としては忍びないから、それは御断りする、それではあなたも我々の言ふことを探上げない、とするとあなたに對する信用をしない、信用するかせぬかは……餘り騒ぐと却て問題を大きくして面白くないからと云ふことになつたのであります、結局もれも三者會談と云ふことは、物別れになつたと云ふことは、只今申上げた通りでござい、ます、けれども私は成るだけ出來るだけ問題を小さく片付けて、さうして一面には小さく片附けたけれども、實は綱紀肅正の實が擧つたと云ふことが一番宜しい、のみならず此の事が大きくなればなるほど、工事に影響致しまして、進駐軍の進駐目的を阻害するやうなことになるは大變だと私は考へて居るのである、さう云ふことでありますから、取敢ず三福問題と云ふものが、只今檢事局で秘密に調べて居りますから、是等の事實と關係なく、あの二人の課長を休職處分に付しましたのは、斯う云ふ問題で騒いで居る時に、是等を收めなければならぬ地位に居る者が、自分等が先に立つて問題を益、大きくならしめたのは、甚だ面白からぬことである、のみならず此の二課長も今申上げました問題の渦中の人であります、どう云ふことをしたかと云ふことは、今是等の點迄申上げることは、どうか御許を願ひたいのであり

ますが、さう云ふ人でありますから取敢ず休職處分に付して、さうして是等の人が自分から改悛の情が明かになれば、更に又之を復職して、國家のために働いて貰ひたいと云ふ意味で、私は唯二人だけを休職處分に付したのであります、處が、休職に付することを止せ、休職に付すれば我々は一大決心を以てお前に對抗する、之を此の儘に收めれば宜しい、納めないならば我々はどこ迄も結束してお前に對して善處を要求する、是です、私は此處まで問題が明かになつた以上は、之を不問に付すと云ふことは絶対に出來ない、出來なければ我々は總辭職するだけだ、それでは困るからと云ふのが、今日迄の經緯でございます、で私は新聞の傳ふる所に依りますと、既に四百人ばかりの人が辭表を出したと云ふことを言はれて居りますが、是はまだ公式に私の手許に出して居りませぬ、然らば此の辭表を出した者に對して、逓信大臣として如何なる處置を執るかと言ひますと、私は私の手に參りましたならば、それ等の者を一人々々個別に面會を致しまして、其の辭表を出すに至りました真相を一々尋ねて見、今のやうな真相が分つても、尙且逓信大臣の下で仕事をしたくないから、辭職すると云ふやうな者は、已むを得ませぬから辭表を採用致しますが、事實の真相が明かになつて、さうであつたか、それならばと言つて、辭表を撤回する者は喜んで撤回し

て貰つて、さうして仕事に挺身して貰ひたい、斯う云ふやうな私は考を持つて居るのであります、政府の所信如何と云ふ質問に對しましては、政府は御承知の如く、此の官紀綱紀の紊亂して居りますことは、もう今日では一般國民の輿論である、之を是正すると云ふことが、我が吉田内閣の一つの政策であり使命である、斯様な事になりまして、只今私が申しましたやうな綱紀の振肅をやると云ふことに對しましては、閣議決定の事項でありますから、是等の事柄をです、唯多數を恃んで私に辭職を要求するやうな一事を以て、宜しい、然らば是は臭い物に蓋をしようと思ふ態度に出られませぬ、將來とも斯くの如き官紀を紊す者があれば、是は斷乎として處分を致すことになつて居りますが、但しそれ等の點に對しても、色々な事情がございませう、同情すべき幾多の事柄がございませう、さう云ふ點は悉く細かに之を検討致しまして、同情に價するやうな者に對しては、出來得る限り親心を持ち、血と涙を以て之を處斷致したい、是が逓信省の私の考であると同時に、政府の所見であると云ふことを申上げまして、大河内子爵の御質問に御答へ致します(拍手起る)

○子爵大河内輝耕君 非常に御丁寧な御説明で感謝致します、事柄が極めて重大でございますので、どうか穩健なる、又圓滿な御處置を、結末を見るやうに希望致しまして、私の質問を終ります。

○小山完吾君 議長、只今の問題に……

○議長(公爵徳川家正君) ちよつと御待ち下さい、自席から御發言願ひます

○小山完吾君 議長、只今の問題に關聯して一言尙御質問を、意見を申述べたいのです

○議長(公爵徳川家正君) 御登壇願ひます

〔小山完吾君登壇〕

○小山完吾君 只今大河内子爵の、誠に適當なる御質問に依つて、遞信大臣より委細包む所なく實狀を御話し下さいまして、私共は、其の意外に重大なる事件が我が行政部に起つて居ると云ふことを承知致しました、就きましては是は立憲政治の下に於て、單に質問として止むべき筈の小さな事件ではないと思ひます、抑、立憲政治の下に於て、大臣と云ふものが行政官府の首長として、其の權限を行ひ得ると云ふことは、議會の信任と云ふこと以外にはない筈であります、是迄我が憲法政治と云ふものが、圓滿に行はれて居らない時代に於きましては、官僚と云ふ者があつて、其の官僚の外には、種々な因縁に依つて有力者が存在致して、所謂官僚系と云ふものが存在致して、さうして大臣を内から牽制すると云ふやうな弊は今迄非常に多かつたのであります、誠にをかきなことを申すやうであります、政黨の大臣が出る來る、其の大臣になつて居る間だけは

其の人に敬意を表するが、一旦退職すると、地方を歩いても、地方官の如きは之を見向きもしないと云ふやうな状況であるに反して、官僚出の大臣が例へば内務大臣と云ふやうなことになる

と、退職された後に於ても矢張り大臣の實錄を以て、日本中を横行邁歩出來ると云ふやうなことがあつて、誠に妙な話と、私共は感じて居つたのでございますが、今日一松遞信大臣が、何故に斷乎とした態度を以て、此の官紀肅正をし得るか云ふことは、獨り議會の信任以外にある筈はないのであります、又斯くの如き醜態が日本の官府の上に起つて居ると云ふことは、我々人民の代表者として驚き入つたことと言はなければならぬ、決して之を單なる一場の質問として、單なる出來事としては之を見逃すことの出來ないと云ふことを我々は考へなければならぬと思ひます、そこで私は本當の、若し行き方をするものであるとすれば、此の問題を直ちに議會は採上げて、一松遞信大臣に信任の意を表して、さうして國家の爲に斯様な醜態を一掃すると云ふことを努力せよと云ふのが當り前だと思ひます、私は議事規則と云ふものに精通して居りませぬから如何であるかは知りませぬが、私は此の際一松遞信大臣に依つて、能くもそこ迄決心をされた、どうか國家の爲に斷じて鞏固の態度を以て御臨を願ひたいと思ひます、又は是は獨り遞信大臣の問題ではありませぬ、日本の官府が斯くの如

き醜態を呈して居ると云ふことは、日本の國家にジャステイスと云ふものが行はれて居ないと云ふことになつて、我が憲法政治の下に於て是程大切なことではないのであります、ガヴァメント、政府と云ふものは即ち人民のジャステイスを代表して居るべき筈のものである、其のジャステイスを代表して居るべき官府が只今御述になつて居る所の是等の事實を見て實に驚くべきことだ、斯くして日本の政府があるかと私は言ひたい位だ、聞く所に依れば

と私は言ひたい位だ、聞く所に依れば商工省あたりにも隨分之に類似の事件があると、私は風聞を聞いて居ります、併しまさかと思つて居るのであります、左様な醜事實が公然として既に現はれて居る以上は他にもあるかも知れませぬ、雨の降る時には天地皆潤ふ、天地皆潤ひてさうして雨が降る、葦が出る時には葦が出るべき状態が山にあつて、是が葦が出る、遞信省に此の事件が起つたと云ふことは決して遞信省特有のことではないと私は考へる、商工省の如き或資材に關係して居る官府の如きに於きましては、隨分噂を聞いて居ります、さうして其の役所に入つて見れば、食物なり、民間に得られない所の物が散らばつて居ると云ふやうなことを、現に官府に出入をして居る人々から私は聞いて居ります、是は實に重大なことでありませぬ、我が貴族院としても、明かに自分の信任して居る所の政府に對し、其の當局の大臣に付ては十分の信用を持

つて、おやりなさいと云ふ信任狀を出すに當り前と思ひまして、其の意見を致に申述べて置きます(拍手)

○議長(公爵徳川家正君) 日程第一、參議院議員選舉法の一部を改正する法律案、日程第二、都道府縣及び市區、町村の議會の議員及び長の選舉の期日等に関する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等の兩案を一括して議題と爲すことに御異議ございませぬか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます、植原内務大臣

參議院議員選舉法の一部を改正する法律案  
右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する  
昭和二十二年三月十日  
衆議院議長 山崎 猛  
貴族院議長 公爵徳川家正殿  
參議院議員選舉法の一部を改正する法律案  
參議院議員選舉法の一部を次のよりに改正する。  
第二十一條第二項中「市町村會議員選舉管理委員」を「市町村會議員選舉管理委員會」に改める。  
第七十四條に第一項として次の一項を加える。  
第七十九條第三項の規定により當

選を無効であると認める選挙人又は議員候補者は、当選人を被告とし、第五十九條第一項又はこれを準用する第六十九條の規定による告示の日から三十日以内に、東京高等裁判所に出訴することができる。

第七十六條に次の三項を加える。  
選挙運動は、第五十四條第一項乃至第三項又はこれを準用する第六十九條の規定による届出のあつた後でなければ、これを行うことができない。

何人も、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的を以て戸別訪問をすることができない。

何人も、学校の児童、生徒及び学生で年齢二十年未満のものに對する特殊の關係のある地位を利用して選挙運動をすることができない。

第七十九條 選挙運動の費用は、議員候補者一人につき、左の各号の額を超えることができない。  
一 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数(全國選出議員については通常選挙における議員の定数)を以て選挙人名簿確定の日においてこれに記載された者の総数を除して得た数を命令で定める金額に乘じて得た額  
二 選挙の一部が無効となり更に選挙を行う場合においては、通常選挙における当該選挙区内の議員の定数(全國選出議員につ

いは通常選挙における議員の定数を以て選挙人名簿確定の日において関係区域の選挙人名簿に記載された者の総数を除して得た数を命令で定める金額に乘じて得た額

三 第二十六條の規定により投票を行う場合においては、前号の規定に準じて算出した額

但し、都議會議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、これを減額することができ、

都議會議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会(全國選出議員に関する前項第一号及び第二号の規定による額については全國選出議員選挙管理委員会)は、選挙の期日の公示又は告示があつた後直ちに前項の規定による額を告示しなければならぬ。

議員候補者のため支出された選挙運動の費用が前項の規定により告示された額を超えたときは、その議員候補者の当選を無効とする。但し、議員候補者及び推薦届出者が支出責任者又はこれに代つてその職務を行う者の選任及び監督につき相当の注意をし、且つ、支出責任者又はこれに代つてその職務を行う者において選挙運動の費用の支出につき過失がなかつたときは、この限りでない。

第八十條に第一項として次の一項を加える。

支出責任者は、命令の定めるところにより、選挙運動に関する収入及び選挙運動の費用を都議會議員選挙管理委員会又は道府縣會議員選挙管理委員会(全國選出議員については全國選出議員選挙管理委員会)に届け出なければならない。

第八十一條中「前二條を」前條に改める。

第八十二條第一項中「第七十九條及び」を削る。

第八十四條 第七十六條第一項の規定に違反した者は、これを六箇月以下の禁錮又は三千円以下の罰金に処する。

第七十六條第二項乃至第四項の規定に違反した者は、これを一年以下の禁錮又は五千円以下の罰金に処する。

第八十六條中「第七十九條又は」を削る。

第九十條に第一項として次の一項を加える。

議員候補者又は推薦届出者は、命令の定めるところにより、選挙運動のためにする通常葉書を議員候補者一人につき一万枚を限り無料で差し出すことができる。

附則第四條中「衆議院」を「貴族院」に改める。

附則第五條に次の一項を加える。

第七十四條第一項中「東京高等裁判所」とあるのは、日本國憲法施行までの間は、「大審院」と読み替へるものとする。

附則第十條に次の一項を加える。

この法律により初めて行ひ参議院議員の通常選挙については、第六十一條中「十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替へるものとする。

附則第十一條中「及び第五十六條第一項但書」を「第五十六條第一項但書並びに第七十九條第一項第一号及び第二号」に、「及び第六十七條但書」を「第六十七條但書並びに第七十九條第一項第一号及び第二号」に改める。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

都道府縣及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律案

右の政府提出案は本院において可決した、因つて議院法第五十四條により送付する

昭和二十二年三月十日 衆議院議長 山崎 猛 貴族院議長 公徳川家正殿

都道府縣及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律案

昭和二十一年法律第二十六号(東京都制の一部を改正する法律)、同年

法律第二十七号(府縣制の一部を改正する法律)、同年法律第二十八号(市制の一部を改正する法律)及び同年法律第二十九号(町村制の一部を改正する法律)により初めて行ひ都道府縣及び市区町村その他これに準ずるものの議会の議員及び長の選挙は、内務大臣の定める日にこれを行わなければならない。

市町村その他これに準ずるものの議会の議員で昭和二十二年四月二十九日まで任期が満了しないものの任期は、同日までとする。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

東京都制の一部を次のように改正する。

第十三條第一項但書中第二号乃至第四号を次のように改める。

二 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ者

市制の一部を次のように改正する。

第十四條第一項但書中第二号乃至第四号を次のように改める。

二 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ者

二 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ者

〔國務大臣植原悦二郎君〕 只今上程

○國務大臣(植原悦二郎君) 只今上程になりました参議院議員選挙法の一部を改正する法律案の提案の理由並に法案中主要な事項の概要を御説明申し上げますと存じます、参議院議員選挙法は舊の第九十一議會を通過成立し、去る二月二十四日公布即日實施されるに至つたのでありますが、本法に對しましては、議會審議の際衆議院に於きまして選挙運動に關して、我が國過去の幾多の選挙の實績に鑑み、選挙の事前運動及び戸別訪問の禁止並に費用制限の規定を今俄かに撤廢することは時期尚早と思はれるから、政府は第九十二回帝國議會に適當なる法案を提出して善處すべき旨の附帶決議がなされたのであります、政府は本法の立案に際しましては、選挙運動及び選挙運動の費用に關する餘りにも煩雜な法的規則制限は選挙の明朗潤達性を喪失せしめるのみならず、之に對抗する新たな脱法的措置を講じさせることになつて、所期の目的を達することが出来ないのが實情でありまして、特に全國選出議員の場合に付ては其の感を深くするので、寧ろ此の際選挙運動に付きましては、買収、選挙妨害等の悪質犯の處罰のみに止めて、他は之を放任して一般國民の批判に委せるのが最も適切な方策であ

ると考へ、第一に議員候補者及び政黨の選挙運動に關する收支及び選挙運動の費用の公開、第二に選挙事務關係者の關係区域内に於ける選挙運動の禁止、及び第三に選挙運動の爲に掲示又は頒布する文書圖畫の形式、數量、掲示の場所等に關する制限に關する措置を講ずるに止めて、他は一切之を自由に放任することと致したのであります。固より選挙運動は原則として國民の自由行動に依るべきものでありまして、之に煩雜な制限を加へますことは適當ではないのであります。過去は實績に鑑みまして現下の状況に照し、最小限度選挙の事前運動の禁止等に關する規定は、尙當分の間之を存置することを適當であると致します。衆議院の附帶決議の趣旨には傾聴すべきものがあり、旁々衆議院議員の選挙其の他各種の選挙に於きましても、同様の法的規制が存置されることでもありますので、政府は附帶決議の意のある所を了承して、次の議會に之に關する改正案を提出することを言明したのであります。以上の経緯に鑑みまして、政府に於きましては、衆議院議員選挙法の一部を改正することと致し、選挙運動及び選挙運動費用に關して事前運動及び戸別訪問の禁止並に費用の最高額の制限規定を設けますと共に、児童等に關する特殊の關係ある地位を利用する選挙運動の禁止、其の他若干の事項に關して必要な規定の改正を行ふ爲に、本改正案を上程致した次第であります。

ります。以下改正規定の各條項に付きまして御説明申し上げます。第一には、第七十四條第一項として新たに加へようとする規定は、選挙運動費用の制限に伴ひまして、制限額の超過を理由とする當選無効訴訟の手續を定めようとするものであります。本項に於きまして、本訴訟を提起すべき裁判所を現行衆議院議員選挙法の規定するやうに、大審院に相當する最高裁判所とせず、東京高等裁判所と致しましたのは、最高裁判所をして改正憲法に於きまして新たに定めた特殊の重要な職責を十二分に盡せると共に、事實審理を一切行はない、其の建前から見まして、之に出訴させることは適當でないと思はれるのみならず、半面に於て、全國選出議員の選挙の特殊性、及び選挙に關する訴訟を出来るだけ速かに處理終結させる必要を考慮しなければならぬので、特に東京高等裁判所に出訴させることが適當と考へたからであります。第二には、第七十六條の改正規定中、第一項は所謂事前運動の禁止の規定であり、第二項は戸別訪問禁止の規定であります。同條第三項の改正規定は昨年四月に施行された衆議院議員の總選挙に於きまして、特に國民學校等の児童等に對する特殊の關係ある地位を利用して、選挙運動を行つて、不當に選挙運動の機會均等の原則を破る等、相當弊害の顯著なるものがあつたやうに見受けられますので、學校の教職員等が未成年の、即ち未だ選挙權を有しない

児童、生徒及び學生に對する特殊の關係ある地位を利用して選挙運動をすることを禁止しようとするものであります。第三には、第七十九條の改正規定は、選挙運動の費用の最高額を定めて、選挙運動費用を制限しようとするものであります。現行衆議院議員選挙法の規定に準じて規定しようとするものであります。唯最高額を定めるに當りまして、基準となるべき議員一人當りの選挙人の數を乘すべき一定の金額は之を固定せず、物價變動の状況其の他を勘案して、最も適當な額を定めることが出来るやうに、命令を以て之を定めるやうにしようとするのであります。第四には、第八十四條の改正規定は、選挙運動に關し事前運動、戸別訪問及び児童等に對する特殊の關係ある地位を利用して行ふ、選挙運動の禁止規定が新たに加へられるに伴ひまして、是等の規定に違反する者に對する罰則を定めようとするものであります。第五には、第九十條第一項の改正規定は、無料郵便に關する制度を定めたいものであります。近く提案する豫定であります衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案に於きまして、現下に於ける用紙の逼迫の状況に鑑み、従来の無料郵便物の制度を改めて、通常葉書を議員候補者一人に付一萬枚を限つて無料差出すことが出来るやうに改正する考であるのであります。本項は此の衆議院議員選挙法の改正に照應すると共に、選挙運動費用の節減に

資し、選挙の機會均等を確保しようとするものであります。第六には、衆議院議員選挙法附則第四條の改正規定は、其の後の政治情勢の變化に依り衆議院の解散が豫定されるに至つた爲に、第一回の参議院議員の通常選挙の全國選出議員選挙管理委員を衆議院議員の中から選挙させることが困難となる虞がありますので、特に貴族院議員の中から之を選挙させるやうにしようとするものであります。第七には、参議院議員選挙法附則第十條の改正規定は、當選人の確定を出来るだけ速からしめて、成るべく改正憲法施行の時期迄に、参議院議員の選挙を完了させる爲に、今回の選挙に限つて當選承諾期間を五日に短縮しようとするものであります。以上参議院議員選挙法の一部を改正する法律案の内容の大綱を御説明申し上げた次第であります。何卒慎重に御審議の上速かに御協賛あらむことを切望致します。尙只今上程になりました都道府縣及び市區町村の議會の議員及び長の選挙の期日等に關する件に付きまして、其の提案理由並に法案中の主要な事項の概略に付御説明申し上げます。此の法律案は新憲法實施を控へまして、四月中に國及び地方の選挙を一齊に行ふことが適當と認められますので、都道府縣及び市區町村等の議會の議員及び長の選挙を内務大臣の指定する日に、一齊に施行させる爲に必要事項を規定しようとするものであります。先づ第一に規定しようとする點

は、都道府縣及び市區町村等の議會の議員、及び長の選挙は衆議院議員及び参議院議員の選挙と共に、新憲法施行の期日迄に相隨いで行はれますので、是等の各種の選挙を圓滑に且支障なく行はしむる爲、内務大臣の定めたる期日に一齊に之を行はしめようとするものであります。第二の點は、市区町村等の議會の議員の選挙は四月三十日に行ふ豫定でありますので、四月二十九日迄に任期の満了しない市区町村等の議會の議員の任期を同日に満了させることと致しまして、一齊に是等の選挙を行ひ、新憲法實施の時期迄に一切の地方議會の議員を更新しようとするものであります。第三の點は、参議院議員選挙法等の制定に伴ひまして、今回行はれる地方選挙に付ても、選挙權の缺格條項を整理し、選挙權の範圍を擴張しようとするものであります。何卒慎重に御審議の上、速かに御協賛あらむことを御願ひ致します。

○子爵戸澤正己君 只今議題となりました参議院議員選挙法の一部を改正する法律案外一件は、其の特別委員の數を十九名とし、其の委員の指名を議長に一任するの動議を提出致します。

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 戸澤子爵の動議に御異議ございませんか。

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと思はれます。特別委員の氏名を朗讀致させます。

〔小野寺書記官朗讀〕

參議院議員選舉法の一部を改正する  
法律案外一件特別委員

公爵二條 麗基君 侯爵中山 輔親君

伯爵大木 喜福君 子爵大河内輝耕君

子爵三島 通陽君 子爵松平 親義君

出淵 勝次君 男爵久保田敬一君

吉田 久君 下條 康麿君

男爵團 伊能君 男爵小原謙太郎君

高木 八尺君 大木 操君

田所 美治君 板谷 順助君

膳 桂之助君 結城 安次君

淺井 清君

○議長(公爵徳川家正君) 次會の議事

日程は、決定次第彙報を以て御通知に

及びます、本日は是で散會致します

午前十一時十一分散會

貴族院議事速記録第七號正誤

頁段 行 誤 正

五三頁一段二行目ノ次ニ

「同日分科會ニ

於テ當選シタル

正副主査ノ氏名

左ノ如シ

豫算委員會」

ヲ加フ

定價 一部 七十錢

發行所 東京都新宿區市ヶ谷本村町  
電話(九段五三一)圖書局